

余市町再生可能エネルギービジョン策定等業務
仕様書

令和3年4月

余市町経済部商工観光課

1. 業務目的

町内で活用可能な再生可能エネルギーの量・質・場所を明らかにし、地域固有のエネルギー資源と地域産業を掛け合わせることによって、地域経済を活性化し災害時対応にも繋がる実効性の高い再エネ導入計画を策定する。

2. 業務履行期限

契約締結日～令和4年3月25日（金）

3. 業務内容

「余市町再生可能エネルギービジョン」を策定すると共に、「道の駅の再編」と連動した再生可能エネルギー導入基本計画の策定、地域固有の再生可能エネルギーの導入と地域活性化を推進する「重点プロジェクト」の素案を立案し、その実現可能性と事業推進スケジュールを検討する。

業務内容の詳細は、以下に示すとおりである。

(1) 「余市町再生可能エネルギービジョン」の策定

国内を含めた世界的な社会情勢を認識したうえで国内の状況を整理し、町内の再生可能エネルギーの現状・賦存量・利用可能量を整理する流れでビジョンを策定する。

なお、エネルギー使用量の把握に際しては、公共施設の現状を調査すると共に、施設の更新や統廃合等の将来性を見据えた上で、再生可能エネルギーの導入可能性を検討する。

(2) 「道の駅の再編」事業と連動した再生可能エネルギー導入基本計画の策定

「道の駅の再編」事業と連動し、道の駅における再生可能エネルギーの利活用を検討することで、町事業として率先した再生可能エネルギー導入事業のモデル化拠点としての位置づけや導入可能性検討調査を実施し、道の駅における再生可能エネルギー導入基本計画を策定する。

なお、地中熱についてサーマルレスポンス調査を実施し、利用可能な熱量を具体的に把握した上で『「道の駅の再編」事業と連動した再生可能エネルギー導入基本計画の策定』の基礎資料として活用する。

(3) 「再生可能エネルギー地産地消推進重点プロジェクト」の立案

再生可能エネルギーの導入促進、エネルギーの地産地消の推進等の方向性と、さらに温暖化対策や防災対策を加えた相互関係について、『(2)「道の駅の再編」事業と連動した再生可能エネルギー導入事業』以外の重点プロジェクトを立案する。

(4) 「余市町再生可能エネルギー導入推進検討委員会」の開催・運営

本事業の調査検討内容、進捗状況を検討する会議を3回開催する。検討委員は、環境・エネルギー・地域活性化に見識を有する有識者、庁内委員、民間事業者等で構成する。

(5) 報告書の作成

調査結果を整理し、報告書を作成する。

(6) 打ち合わせ会議

3回を基本とし、必要に応じて適宜追加実施する。

4. 成果物

- (1) 業務報告書（A4版） : 3部
- (2) 報告書概要版（A4版） : 20部
- (3) 上記成果物の電子データ : 1式

5. その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と年密な連携をとり、適宜業務内容の方針及び条件等について打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。
- (3) 本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」により実施するものであり、エネルギーの構造高度化・転換理解促進事業補助金交付要綱を踏まえた内容とすること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項または受託内容の変更については、発注者・受託者協議の上で、決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。
- (5) 本業務完了後、受注者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。また、本業務において作成した成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。